

Ⅲ 計画で推進する7つの施策とその主な内容

Ⅲ 計画で推進する7つの施策とその主な内容

2つの基本理念，5つの視点，さらには本県がこれまで取り組んできた対策などを踏まえて，本計画で推進する施策領域を次の7つに取りまとめました。その主な内容は以下のとおりです。（それぞれの具体的な内容は，「Ⅴ 計画で推進する施策及び事業」（11頁以降）を参照願います。）

1 社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり

- (1) 子どもの権利擁護の推進
- (2) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくりの推進
- (3) 経済的支援等による子育て環境の整備

2 幼児期の教育・保育の確保と充実

- (1) 学校教育・保育の提供の確保・充実
- (2) ニーズに応じた多様な子育て支援の充実
- (3) 教育・保育に携わる人材の確保及び資質の向上
- (4) 幼児期の教育と小学校教育との連携・接続

3 子どもの成長を支える教育の推進

- (1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- (2) 家庭や地域の教育力の向上
- (3) 特別支援教育の充実
- (4) 次代の親の育成

4 子どもと親の健康の確保と増進

- (1) 妊産婦・乳幼児に関する保健の充実
- (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- (3) 食育の推進
- (4) 小児医療の充実と小児慢性特定疾病対策の推進

5 支援を必要とする子どもや家庭への対応

- (1) 心の問題を抱える子どもへの対策
- (2) 児童虐待防止対策の充実
- (3) 社会的養護体制の充実
- (4) ひとり親家庭支援の推進
- (5) 障害児施策の充実

6 仕事と子育ての両立の推進

- (1) 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し
- (2) 両立を支援する教育・保育の提供の充実

7 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備

- (1) 子育てを支援する生活環境の整備
- (2) 子どもの安全の確保